

災害等緊急時における電力データの活用について

2020年6月11日

資源エネルギー庁

【報告】改正電気事業法に基づく災害等緊急時の電力データ活用について

- 前々回の本小委員会の議論を踏まえ、改正電気事業法に基づく災害等緊急時の電力データ活用について、経済産業大臣が一般送配電事業者に対し、電力データの提供を求める際の「**処分基準**」についてパブリックコメントを実施。

【参考1】改正電気事業法関係条文

(情報提供の求め)

第三十四条 経済産業大臣は、電気の安定供給の確保に支障が生ずることにより、国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態への対処又は当該事態の発生の防止のため必要があると認める場合には、一般送配電事業者に対し、関係行政機関又は地方公共団体の長に対して必要な情報を提供することを求めることができる。

2 一般送配電事業者は、経済産業大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、速やかに、その求めに応じなければならない。

3 (略)

【参考2】電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

(49)第34条第1項の規定による緊急の事態への対処等のための一般送配電事業者に対する情報の提供の求め

第34条第1項の規定による緊急の事態への対処等のための一般送配電事業者に対する情報の提供の求めについては、同項に処分の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- ① 関係行政機関又は地方公共団体(以下「関係行政機関等」という。)が、一般送配電事業者から提供を受けた配電線地図、通電情報又は復旧工事計画その他の緊急の事態への対処のために必要な情報を活用し、速やかに停電地域や停電の復旧見込みを把握し、復旧計画を策定すること等ができることと認められる場合
- ② 関係行政機関等が、一般送配電事業者から提供を受けた配電線地図その他の緊急の事態の発生の防止のために必要な情報を活用し、より適切な防災計画を策定すること等ができることと認められる場合

論点②：災害等緊急時における電力データの活用について

- 災害復旧や事前の備えに電力データを活用するため、今般、**経済産業大臣から電力会社に対して、地方公共団体や自衛隊等の関係行政機関への個人情報を含む電力データの提供を求める**制度を整備。
- これまでの災害等の経験を踏まえ、緊急時における関係行政機関が行う被害状況の確認や、停電の早期復旧など事前の備えの目的のため、当該関係行政機関から要請がある場合その他必要な場合に、**以下のような真に必要な情報を当該関係行政機関に提供することを求める**こととしてはどうか。
- なお、緊急時対応や事前の備えの目的のためであっても、**個人情報保護の観点から**、関係行政機関が提供を受けた情報について、管理・閲覧職員の限定、複製の制限、事後の適切な廃棄等のルール化などの措置が必要。

一般送配電事業者が関係行政機関に提供する情報（例）

- ① 通信情報（※）（需要家の氏名や住所等の個人情報を含む）
- ② 停電エリア情報（配電線地図など）
- ③ 復旧見通しに関する情報（復旧計画など）
- ④ その他被害状況の確認や停電の早期復旧等の目的のために必要な情報

（※）スマートメータの応答情報から通電または停電と推定される情報

【報告】地方自治体や関係行政機関向けの基準の必要性について

- エネルギー供給強靱化法の法案審議において、取り扱う個人情報的重要性にかんがみ、情報を受け取った地方自治体や関係行政機関において、**適切な情報管理が行われるための国の基準の必要性**について指摘がなされたところ。

【参考1】5月20日衆議院経済産業委員会速記録(抜粋)

○山岡委員

(前略)一方で、法案の法文には、ただただ情報提供ができるという趣旨のことが書いてあるので、この具体的な運用の話を聞くと確かにそのとおりと思うわけではありますが、しかし、法文上は、さまざま電力情報を、自治体はもちろんでありますけれども、いろいろな団体に提供できてしまうおそれがあるのではないかと懸念する中身になっているわけでもあります。

これは、電力というのはまさに生活をあらわす情報そのものですから、民間の会社と本人が同意のもとでやっているのであれば、まだしも、この提供できるという仕組みについては、特に、更に言えば災害時のみならず事前の防災という名目で提供できてしまうということについて、これは、**データ提供の様式とか手順とかさまざまルールを明確化しておかないと、運用上さまざま問題が起こることが懸念されます**。大臣に伺いますが、そうしたルールをどのようにしていくのか、そして、透明性の高いものにしていただきたいと思いますが、どんな御見解か伺いたいと思います。

○梶山国務大臣

(前略)この点、自治体は、一般的に個人情報保護法に基づき個人情報保護条例を策定するなど、個人情報の管理体制を構築しているものと承知しておりますが、**一般送配電事業者からの情報の提供を受ける自治体において適切な情報管理が行われるための国の基準を示し、公表したい**と考えております。経済産業省としては、関係省庁とも連携しながら、この基準や考え方について、自治体等の関係者に対する周知徹底を図ることにより、この制度を円滑に実施していきたいと思っておりますし、いざというときに立ち往生しないように、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

【参考2】衆議院経済産業委員会附帯決議

- 三 **災害時等における地方公共団体等への一般送配電事業者の電力データの提供に当たっては、災害復旧の現場における実効的かつ迅速な対応が図られるよう、予めデータ提出の様式や手順等を定めること。**

【参考3】参議院経済産業委員会附帯決議

- 三 **災害時等における地方公共団体等への一般送配電事業者の電力データの提供に当たっては、災害復旧の現場の混乱や作業効率の定渴に繋がることのないよう、予めデータ提供の様式や手順等を定めるとともに、地方公共団体の要望集約等、国の役割を明確にしつつ必要な支援を行うこと。**

【論点①】必要な情報の求めに関する考え方について

- 法案審議における指摘のとおり、個人情報を含む電力データの重要性にかんがみ、その適切な取扱いは不可欠。
- このため、前述の処分基準の記載を更に明確化し、情報を受け取った地方自治体等における個人情報保護に万全を期すとともに、情報提供に係る必要な手続等を明確化する観点から、**予め「電気事業法第34条第1項の規定に基づく必要な情報の提供の求めに関する考え方」を公表すること**としてはどうか。

電気事業法第34条第1項の規定に基づく必要な情報の提供の求めに関する考え方（案）

第1 基本的考え方

1. 経済産業大臣による情報の提供の求め

- (1) 情報提供の求めは、「包括要請」又は「個別要請」により行う
- (2) 「包括要請」は、改正法施行後、速やかに一般送配電事業者に対して行う要請をいう
- (3) 「個別要請」は、災害等の発生状況に応じて必要に応じて行う要請をいう

2. 一般送配電事業者による情報の提供

- (1) 一般送配電事業者は、法及び本考え方に基づき必要な情報を提供
- (2) 一般送配電事業者は、関係行政機関又は地方公共団体（以下「関係行政機関等」という。）に提供する情報について、個人情報が含まれる場合には、その事実を明記の上提供する
- (3) 一般送配電事業者は、関係行政機関等において3(2)の取扱いが適切に行われないおそれがあると認めるときその他情報の提供に際して判断に疑義が生じるときは、資源エネルギー庁に相談する

3. 関係行政機関等による情報の利用

- (1) 関係行政機関等は、一般送配電事業者が保有する情報の提供を受けようとするときは、本考え方に基づき、必要な情報の提供を要請する
- (2) 関係行政機関等は、提供を受けた情報に個人情報が含まれる場合、行政機関個人情報保護法等に基づき、適切に取り扱う（利用目的による制限、利用後の消去、安全管理措置等）

第2 「緊急の事態への対処のため必要があると認める場合」【災害発生時】における情報提供の考え方

1. 包括要請

- (1) 対象：①配電線地図、②通電情報及び③復旧工事計画
- (2) 関係行政機関等の長は、必要があるときは、書面により（緊急時を除く）、一般送配電事業者に対して情報提供を求める
- (3) 一般送配電事業者は、正当な理由がない限り、速やかに、当該情報を提供する

2. 個別要請

- (1) 関係行政機関等の長は、上記①～③以外の情報を求める必要があるとき又は包括要請に基づき一般送配電事業者から上記①～③の情報提供がなかったときは、書面により（緊急時を除く）、経済産業大臣に対して、一般送配電事業者からの情報提供の要請を行う
- (2) 経済産業大臣は、求めのあった情報が、事態への対処のため必要があると認める場合、一般送配電事業者に対し、情報の提供を求める
- (3) 一般送配電事業者は、上記(2)の求めがある場合、正当な理由がない限り、速やかにその求めに応じなければならない

第3 「緊急の事態の発生の防止のため必要があると認める場合」【災害発生前】における情報提供の考え方

1. 包括要請

- (1) 対象：配電線地図
- (2) 関係行政機関等の長は、必要があるときは、その利用目的を具体的に提示の上、書面により、一般送配電事業者に対して情報提供を求める
- (3) 一般送配電事業者は、正当な理由がない限り、速やかに、当該情報を提供する

2. 個別要請

- (1) 関係行政機関等の長は、配電線地図以外の情報を求める必要があるときは、書面により、経済産業大臣に対して、一般送配電事業者からの情報提供の要請を行う
- (2) 経済産業大臣は、求めのあった情報が、利用目的に照らして必要があると認める場合、一般送配電事業者に対し、情報の提供を求める
- (3) 一般送配電事業者は、上記(2)の求めがある場合、正当な理由がない限り、速やかに、その求めに応じなければならない。

【論点②】スケジュールについて

- 本考え方の案については、関係者へ周知を促し、広く御意見をいただく観点から、本日の御審議も踏まえ、パブリックコメントに付すこととしたい。
- また、法案が今月5日に成立したため、今夏の災害にも備える観点から、パブリックコメントを通じていただいた御意見も踏まえた上で本考え方を速やかに公表した上で、
 - ・一般送配電事業者に対して、速やかに情報の提供に関する包括要請を行うとともに、
 - ・地方自治体等の関係機関に対して、本件の共有を行うこととしてはどうか。